

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム  
自転車通勤規程

令和 5 年 6 月 5 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム(以下「この法人」という。)の職員が通勤のために自転車を使用する場合の取り扱いについて定める。

(規程の適用範囲)

第 2 条 この規程は、職員が通勤のために使用する自転車(道路交通法に定める自転車をいう。以下同じ。)について適用する。

2 この規定は、この法人と雇用関係にある職員に適用する。

(使用許可)

第 3 条 自転車による通勤を希望する者は、所定の様式(自転車通勤許可申請書)により、事前に所属長に申請して許可を受けなければならない。

2 自転車による通勤は、次の各号をすべて満たす職員についてのみ許可するものとする。

- (1) 職員自身の入院・通院などが保証される保険及び、自転車損害賠償責任保険(対人賠償及び対物賠償無制限)に加入している者
- (2) 安全運転に支障のない者
- (3) 交通の便宜上、自転車の通勤が必要であるとの法人が認める者
- (4) その他、自転車通勤に支障がないとの法人が認める者

3 職員は、自転車損害賠償責任保険等の保険証券の写しなど保険加入内容が確認できる書類等を提出しなければならない。

4 自転車通勤許可申請書に記載した内容に変更があった場合には、速やかに所属長に報告し、再度、自転車通勤の許可を受けなければならない。

5 許可される期間は 1 年以内とし、毎年 4 月 1 日に更新するものとして、所定の手続きを取らなければならない。

(対象とする自転車)

第 4 条 通勤に使用する自転車は、以下に適合するものとする。

- (1) 自転車の安全に係わる装備は法律に準拠し、正しく装着されている自転車とする
- (2) 定期的に正しく整備・点検された自転車とする
- (3) 防犯登録された自転車とする

(禁止条項)

第 5 条 運転に際しては、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 自転車を業務に使用すること
- (2) 飲酒や過度の疲労等、安全運転が困難と予想される状態で運転すること
- (3) 整備不良の自転車を使用すること
- (4) その他、道路交通法令により禁止されている行為をすること

2 前項各号に該当する行為をした場合、自転車通勤の許可を取り消すことがある。

3 この法人は、自転車通勤を認めることが相当でないと判断した場合、自転車通勤の許可を取り消すことがある。

(通勤経路及び距離)

第 6 条 住居から勤務地までの通勤経路は、合理的な経路をとるものとし、承認を得るものとする。

2 自転車通勤距離が 10 km 未満の場合に、当該区間での自転車通勤を認めるものとする。

(駐輪場の利用)

第 7 条 自転車通勤する者は、事業場に隣接する駐輪場等の利用をするものとし、路上駐車等駐輪場以外での駐輪をしないこと。

(安全教育・指導等)

第 8 条 自転車通勤する者は、自転車の交通安全に関する教育・指導を受けること。

(ルール・マナーの遵守)

第 9 条 自転車通勤する者は、ヘルメットの着用に努めること。

2 自転車通勤する者は、交通規則や自転車の利用マナーを遵守すること。

(事故時の対応)

第 10 条 自転車通勤途上に交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護および警察への届出を行うとともに、速やかに法人に報告し、法人の指示に従って行動しなければならない。

(責任の所在)

第 11 条 自転車の使用に際して、その責任の所在は次の各号とする。

- (1) 職員の自転車使用による事故について、この法人は賠償責任を負わない。
- (2) この規程に違反している間に起こした事故については、この法人は賠償責任を負わない。
- (3) 自転車の駐輪中における破損、盗難等の事故については、この法人はその補償を行わない。
- (4) 通勤に使用する自転車の修理費その他一切の費用については、職員の自己負担とする。
- (5) 職員の自転車使用によりこの法人が損害を受けたとき、この法人は当該職員に対して、賠償請求を行うことがある。

(罰則)

第 12 条 職員が本規程に違反した場合、就業規則に基づく処分をすることがある。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

(補則)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規程は、2023年6月5日から施行する。